

福井県留置施設視察委員会の委員の任命等に関する規程

平成19年5月25日
福井県公安委員会規程第4号

改正

平成25年3月12日公委規程第2号 平成26年3月28日公委規程第2号 平成28年3月24日公委規程第9号
令和3年3月15日公委規程第2号

福井県留置施設視察委員会の委員の任命等に関する規程を次のように定める。

福井県留置施設視察委員会の委員の任命等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）、福井県留置施設視察委員会条例（平成19年福井県条例第34号。以下「条例」という。）及び福井県留置施設視察委員会に関する規則（平成19年福井県公安委員会規則第9号）の規定に基づき、福井県留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）の委員の任命等の手続その他委員会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員候補者の推薦)

第2条 福井県警察本部長（以下「本部長」という。）は、人格識見が高く、かつ、留置施設の運営の改善向上に熱意を有する者のうちから、委員の候補者（以下「委員候補者」という。）を公安委員会に推薦するものとする。

2 委員候補者の推薦に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意し、福井県留置施設視察委員会委員候補者推薦書（別記様式第1号）及び福井県留置施設視察委員会委員候補者名簿（別記様式第2号）により推薦するものとする。

- (1) 心身とも健康で、委員としての職務の遂行に支障がないこと。
- (2) 被留置者又はその親族でないこと。
- (3) 被留置者の法定代理人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人でないこと。
- (4) 留置施設における措置等を理由として被留置者が提起している国家賠償請求訴訟等の代理人又は弁護士でないこと。
- (5) 都道府県警察の職員又はその親族でないこと。
- (6) 都道府県警察の職員であった者でないこと。
- (7) 地方公務員法（昭和25年法律261号）第16条に該当する者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以

下「暴力団員等」という。)でないこと。

(9) 暴力団員等が委員候補者の事業活動を支配する者でないこと。

(任命予定者の選考)

第3条 公安委員会は、本部長から推薦された委員候補者について審査し、その中から適任者(補欠候補者を含む。以下「任命予定者」という。)を選考し、決定するものとする。

(就任の依頼及び報告)

第4条 本部長は、公安委員会から任命予定者の決定の連絡を受けたときには、任命予定者に対し、第2条第2項の福井県留置施設視察委員会委員候補者推薦書の推薦順位に従い、委員就任の依頼を行うとともに、その結果について公安委員会に報告するものとする。

2 公安委員会は、本部長が前項の委員就任の依頼を行うに当たって必要があると認めるときには、任命予定者の雇用主その他の関係者に対し、福井県留置施設視察委員の任命の同意について(依頼)(別記様式第3号)により通知して同意書(別記様式第4号)の提出を求めるものとする。

(委員の任命)

第5条 公安委員会は、法第21条第1項の規定により委員の任命を行うときには、任命書(別記様式第5号)を交付して行うものとする。

(委員の解任事由)

第6条 条例第2条第4項に規定する委員たるにふさわしくない行為があると認める場合その他特別の理由は、次に掲げるいずれかの事由とする。

- (1) 刑罰法令に違反する行為があったとき。
- (2) 反社会的又は反道徳的な行為があったとき。
- (3) 心身の故障又は責任を果たすことができないと認められるに至ったとき。
- (4) 前三号に掲げるもののほか、委員たるにふさわしくない行為があるとき。

(委員の解任)

第7条 本部長は、委員が前条各号のいずれかの事由に該当すると認めるときには、福井県留置施設視察委員解任上申書(別記様式第6号)により、公安委員会に報告しなければならない。

2 公安委員会は、条例第2条第4項の規定により委員を解任しようとするときには、当該委員に対し、福井県行政手続条例(平成7年福井県条例第31号)第13条第1項第2号の規定により、弁明の機会を与えなければならない。

3 委員の解任は、前項の手続を経た上で、解任書(別記様式第7号)を交付して行うものとする。ただし、当該委員の所在が不明であるとき、又は弁明の機会の付与の通知をしたにもかかわらず、正当な理由がなく期日に出頭しないときは、弁明の機会を与えないで解任するものとする。

(委員の辞職)

第8条 本部長は、委員からその任期中に辞職の申出を受けたときには、当該委員からの辞職願(別記様式第8号)に福井県留置施設視察委員会委員辞職承認願(副申)(別記様式第9号)を添え、公安委員会に報告するものとする。

2 公安委員会は、前項の辞職の申出を承認し、解任を行うときには、解任書（別記様式第10号）を交付して行うものとする。

（補欠委員の選出）

第9条 公安委員会は、委員に欠員が生じたときには、任期の満了が近いなど特別の理由がある場合を除き、第3条の任命予定者のうちから、その推薦順位に従い、速やかに補欠の委員を任命する手続をとるものとする。

（会議の公表）

第10条 委員会の会議は、非公開とする。

（公務災害の報告）

第11条 本部長は、委員に係る公務災害の発生を認知したときには、速やかに公安委員会に報告するものとする。

（災害補償）

第12条 委員の災害補償については、福井県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年福井県条例第33号）及び福井県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年福井県規則第30号）の定めるところによるものとする。

（報酬及び費用弁償）

第13条 委員の費用弁償については、福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例（昭和29年福井県条例第3号）の定めるところによるものとする。

（委員会の事務）

第14条 委員会の事務は、留置管理課長が行う。

附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成25年3月12日福井県公安委員会規程第2号）

この規程は、平成25年3月25日から施行する。

附 則（平成26年3月28日福井県公安委員会規程第2号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日福井県公安委員会規程第9号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月15日福井県公安委員会規程第2号）

この規程は、令和3年3月15日から施行する。

別記様式省略